

学生諸君

学 生 主 事

令和 7 年度日本学生支援機構貸与奨学金

このことについて、申請を希望する学生は、学生係まで申し出ること。

本制度は、貸与終了後に返還する必要がありますので、事前に保護者（連帯保証人）や保証人の方等と十分相談してください。

記

・申請書類配付期間: 令和 7 年 3 月下旬～4 月 14 日(月)※

・「スカラネット入力下書き用紙」等提出期限: 令和 7 年 4 月 16 日(水)

※この申請書類配付期間経過後に申請を希望したい場合は、学生課学生係へ申し出てください。

○申請者面接について(5 月中頃予定)

日本学生支援機構貸与奨学金を申請する場合は必ず面接を受けなければなりません。

なお、面接時間は1人5分程度、申請学生本人のみで結構です。

(参考)奨学金貸与・返還シミュレーション等について

日本学生支援機構奨学金のホームページにおいて、「奨学金貸与・返還シミュレーション」、「奨学金の概要及び奨学金の申し込みから貸与期間中に係る諸手続き」、「貸与終了時の重要事項等について」等を動画等でわかりやすく説明されていますので、必ず確認してください。

○奨学金貸与・返還シミュレーション

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/simulation.html>

○奨学金を希望する皆さんへ・奨学生となった皆さんへ(動画)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/movie.html>

以上

認定要件

(1) 「第一種奨学金のみ」全学生

「第二種奨学金のみ又は併用貸与」4～5年生・専攻科生

(2) 貸与奨学金の申込資格

経済的理由により修学に困難であると認められる人

(3) 学業成績等に関する基準

「第一種奨学金のみ」又は「併用貸与」【※1～3年生は第一種奨学金のみ】

○1年生

中学校最終学年の成績の平均が3.5以上であること。

※生計維持者の住民税が非課税である者・生活保護受給世帯の者・社会的養護を必要とする者であって、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア. 特定の分野において特に優れた資質能力を有し、進学先の学校において特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

イ. 学修に意欲があり、進学先の学校において特に優れた学習成績を修める見込みがあること。

○2年生以上

本人の属する学科において平均水準以上であること。

「第二種奨学金のみ」

- ・ 出身学校又は在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること。
- ・ 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること
- ・ 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

(4) 家計基準

家計の審査は原則生計維持者のマイナンバーを利用して行います。次の基準に該当する必要があります。

希望する奨学金	家計基準
併用貸与	生計維持者の貸与額算定基準額※164,600円以下であること
第一種	生計維持者の貸与額算定基準額※189,400円以下であること
第二種	生計維持者の貸与額算定基準額※381,500円以下であること

※貸与額算定基準額 = (課税標準額) × 6% - (市町村民税調整控除額) - (多子控除)
(100円未満切り捨て) - (ひとり親控除) - (私立自宅外控除)